

## 練馬区自殺対策計画について（現行）

## 1 計画の概要

## 計画の目的

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、区が関係機関・地域団体・区民と連携して、生きる支援につながる「こころとくらしのサポート」を総合的に推進

## 計画の位置づけ

自殺対策基本法第 13 条に基づく区の自殺対策計画

## 計画期間

平成 31 年度～令和 5 年度（5 年間） 平成 31 年 3 月策定

## 2 施策の体系

## 基本方針

- 関連施策の連携を強化する
- 区民・地域の理解を広げる
- 生きることの包括的な支援として推進する
- 練馬区の実態に即した取組を重点的に行う

## 基本施策（＝区市町村が共通して取り組むべき施策）

- 地域におけるネットワークの強化
- 自殺対策を支える人材育成
- 区民への啓発と周知
- 生きることの促進要因への支援

## 重点施策（＝練馬区の実態に即した施策）

- 高齢者の地域包括ケアシステムの確立
- 生活困窮者、無職者・失業者への支援
- 子どもと子育て家庭への支援
- 若者等への支援
- 女性への支援

## 生きる支援の関連施策（＝自殺対策に関連して生きる支援につながる施策）

基本方針を  
基盤に、  
各種施策を  
展開

